

配偶者やパートナーからの暴力



暴力は、決して許されるものではありません。

ひとりで悩まないで相談してください。

暴力には、いろいろな形があります

身体的暴力	・殴る・蹴る・首を絞める・突き飛ばす ・髪をひっぱる・腕をひねる・引きずりまわすなど
精神的暴力	・どなる・脅す・ばかにする・無視する ・物を蹴る、物を投げる・自殺をほのめかすなど
経済的暴力	・生活費をわたさない・自由にお金を使わせない ・外で働くことを嫌がる・借金の強要など
社会的暴力	・友人や身内との付き合いを制限する・行動を監視する ・自由に外出させない・電話やメールをチェックする ・浮気を疑う、激しい嫉妬・SNSなどで誹謗中傷するなど
性的暴力	・望まないSEXや性的な行為を強要する ・無理やりポルノビデオやポルノ雑誌を見せる ・避妊に協力しない・中絶を強要するなど
子どもを利用した暴力	・子どもの前で暴力をふるう・子どもに危害を加える ・子どもの前であなたを非難する ・子どもを取り上げようとするなど

※子どもの前で暴力があることは、児童虐待にあたります。

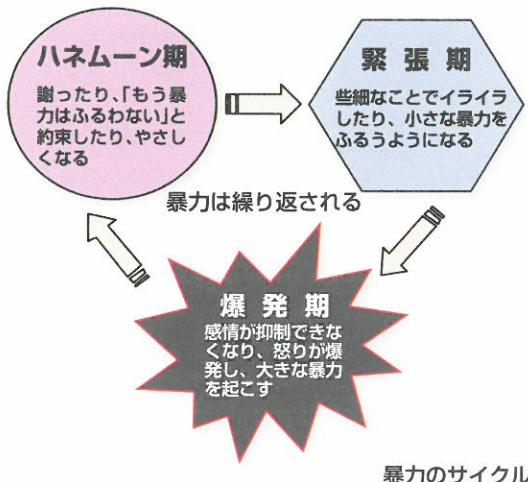
こんなふうに思ったことはありませんか？

- ◆ そんなにひどい暴力じゃない
- ◆ 自分にも悪いところがある
- ◆ いつか暴力をふるわなくなるかも

- ◆ いいところもある
- ◆自分がいてあげないと
- ◆自分が我慢すればなど

暴力は、あなたを支配し、自分の思い通りにしようとするための行為です。

また、暴力には一般的にサイクルがあるといわれています。激しく暴力をふるった後、別人のようにやさしくなったりする（ハネムーン期）ため、被害者は、今度こそやり直せるかもと期待したり、また、暴力が繰り返されることで自分は無力だと思ふようになり、暴力をふるう相手のもとにとどまってしまうことが少なくありません。



あなたが暴力をうけているなら

◆ 相談できる場所があります

ひとりで悩まないで、裏面の無料相談をご利用ください。専門の相談員が一緒に考え、支援の制度や手続きについての情報提供や助言をします。誰かに話すことで、自分自身の本当の気持ちに気づくことにもつながります。

◆ 暴力から逃れたい（一時保護）

市町村の窓口、配偶者暴力相談支援センター、警察などに相談してください。

◆ 近寄ってこないようにしたい（保護命令）

被害者が加害者からの身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき、地方裁判所へ申し立て、認められると、加害者に対し、保護命令が出されます。

保護命令について

・被害者への接近禁止命令

つきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6ヶ月間禁じます

・被害者の子・親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止の実効性を確保するために、子や親族等へのつきまといや住居、勤務先付近を徘徊することを6ヶ月間禁じます

・電話等禁止命令

被害者への一定の電話、電子メールなどを6ヶ月間禁じます

・退去命令

被害者と一緒に住む住居から加害者を2ヶ月間退去させます

※保護命令の申立書には、相手方からの暴力あるいは生命又は身体に対する脅迫について

配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談した事実を記載していただく必要があります。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに限りますが、まずは、配偶者暴力相談支援センター又は警察へご相談ください。

【女性に対する暴力をなくす運動について】

暴力をふるわれているのは、女性だけに限りません。しかし、多くの場合、被害者は女性であるため、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。

期間中、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、全国各地でパープル・ライトアップや様々な啓発活動が実施されており、パープル・ライトアップには、「あなたはひとりではない！相談してください！」などのメッセージが込められています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

暴力を受けている人から相談されたら

◆ 話をじっくり聴いてください

被害者の方の話すペースに合わせて、じっくり聴いてください。

◆ 被害者を責めるような言い方はしないでください

被害者の方を責めるような言葉は、心身ともに傷ついている被害者の心にダメージを負わせることができます。

(例)「それぐらいいたしたことじゃない」「あなたが怒らせるようなことをしなければ」など

◆ 「あなたは悪くない」と伝えてください

暴力を受けている人は、「暴力を受けるのは自分が悪いから」と自分を責める人が少なずありません。「あなたは悪くない。暴力をふるう人が悪い」とはっきり伝えてください。

◆ 相談を受けた内容は、第三者に話したりしないでください

加害者に知られると非常に危険です。第三者が信用できると思う相手でも漏れ伝わってしまうことがあります。

◆ 専門の相談機関（市町村の窓口、配偶者暴力相談支援センター、警察など）があることを伝えてください

相談機関

ひとりで悩んでいませんか？ あなたの悩みと一緒に考えます。

羽曳野市 女性相談

夫婦・家族などの人間関係や夫・恋人などの暴力など、女性をとりまく悩み全般に対し、専門相談員がお話を伺います。
まずは、電話でご予約ください。

毎月 第1水曜日・第2金曜日・第4水曜日
13時30分～16時30分
面接相談・電話相談 いずれも可
ただし、偶数月の第4水曜日は面接相談のみ

予約電話 072-958-1111(内線1055)

緊急時は、警察（110番）へ

秘密は守られます。
安心してご相談ください。

大阪府女性相談センター

（配偶者暴力相談支援センター）

DV、ストーカー被害、夫婦、家族内のトラブル、人間関係などの相談

9時～20時
(祝日、年末年始を除く)
面接相談・電話相談 いずれも可
(面接はできるだけご予約ください)
電話 06-6949-6022
06-6946-7890

大阪府富田林子ども家庭センター

（配偶者暴力相談支援センター） DV相談

9時～17時45分
(土、日、祝日、年末年始を除く)
面接相談・電話相談 いずれも可
(面接はできるだけご予約ください)
電話 0721-25-2065



羽曳野市 市民人権部 人権推進課

Tel 583-8585 羽曳野市誉田4-1-1
TEL (072) 958-1111 FAX (072) 958-8061
E-mail : jinkensuishin@city.habikino.lg.jp